

■ 美術 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 図画工作科，美術科，芸術科(美術，工芸)においては，創造することの楽しさを感じるとともに，思考・判断し，表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること，生活の中の造形や美術の働き，美術文化に関心を持って，生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等に重点を置いて，その充実を図ってきたところである。
- 一方で，感性や想像力等を豊かに働かせて，思考・判断し，表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや，生活を美しく豊かにする造形や美術の働き，美術文化についての実感的な理解を深め，生活や社会と豊かに関わる態度を育成すること等については，更なる充実が求められるところである。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【美術科における見方・考え方】

「造形的な見方・考え方」…表現及び鑑賞の活動を通して，よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性や，想像力を働かせ，対象や事象を，造形的な視点で捉え，自分としての意味や価値をつくりだすこと。

② 目標の改善

ア 教科の目標

- ・美術は何を学ぶ教科なのかということを明示し，感性や想像力を働かせ，造形的な視点を豊かにもち，生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視する。
- ・育成を目指す資質・能力を明確にし，生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ，(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示す。これら(1)，(2)，(3)を相互に関連させながら育成できるように整理した。
- ・(1)「知識及び技能」については，造形的な視点を豊かにするために必要な知識と，表現における創造的に表す技能に関するものである。
- ・(2)「思考力，判断力，表現力等」については，表現における発想や構想と，鑑賞における見方や感じ方などに関するものである。
- ・(3)「学びに向かう力，人間性等」については，学習に主体的に取り組む態度や美術を愛好する心情，豊かな感性や情操などに関するものである。

イ 学年の目標

- ・育成を目指す資質・能力を，(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示す。

(2) 指導内容の改善

① 表現領域の改善

- ・「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から，「(1) 表現の活動を通して，次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。」，「(2) 表現の活動を通して，次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。」とし，項目を発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理する。
- ・主体的で創造的な表現の学習を重視し，「A表現」(1)において，「ア 感じ取ったことや考えた

ことなどを基にした発想や構想」及び「イ 目的や機能などを考えた発想や構想」の全ての事項に「主題を生み出すこと」を位置付け、表現の学習において、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、豊かに発想や構想をすることを重視して改善を図った。

② 鑑賞領域の改善

- ・「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の絵や彫刻などの感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、デザインや工芸などの目的や条件などを考えた表現との関連を図り、これら二つの視点から分けて示し、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

③ 【共通事項】の改善

- ・感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、【共通事項】を造形的な視点を豊かにするために必要な知識として整理し、表現や鑑賞の学習に必要な資質・能力を育成する観点から改善を行った。加えて「内容の取扱い」において、【共通事項】の指導に当たって、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉え実感を伴いながら理解することができるように配慮事項を示した。

④ 各学年の内容の取扱いの新設

- ・第1学年、第2学年及び第3学年のそれぞれに各学年の内容の取扱いを新たに示し、発達の特性を考慮して、各学年における学習内容や題材に配する時間数を十分検討するとともに、「思考力、判断力、表現力等」を高めるために、言語活動の充実を図るようにする。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度、平成31年度及び平成32年度の第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領の第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- ・全部又は一部について新学習指導要領によることができることとした。

(2) 授業時数

- ・変更なし。

(3) 移行期間中における学習評価の取扱い

- ・移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

(4) 指導計画作成上の留意事項

- ・目標及び内容を2学年でまとめて示している教科については、特に、平成32年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新学習指導要領に円滑に移行できるようにする。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※ 本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説 美術編」の「2 美術科改訂の趣旨及び要点」参照</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p> <p>(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。</p> <p>(2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。</p>	<p>【目標の前文】 ■表現及び鑑賞の幅広い活動 ・美術の創造活動は、自分の心情や考えを生き生きと造形的に具体化する表現の活動と、表現されたものや自然の形などから、よさや美しさなどを主体的に感じ取り、作者の心情や美術文化などの考えを深める鑑賞の活動とがある。 ・幅広い創造活動を通して、美術が生活や社会において重要な役割を果たしていることを実感できるような学習を充実させる必要がある。</p> <p>【新設】 ■造形的な見方・考え方を働かせる ・造形的な視点を基に、どのような考え方で思考するかを生徒にもたせて創造活動を行う。</p> <p>■造形的な視点 ・形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目して働きを捉えたり、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりする視点のこと。</p> <p>■生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力 ・造形的な視点を豊かにしたコミュニケーションの中で、生徒が自分との関わりで美術や美術文化を捉え、生活や社会と豊かに関わるができるようにするための資質・能力のことである。</p> <p>■教科の目標(1)：「知識及び技能」 ・前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの。 ・後半部分は、創造的に表す技能に関するもの。</p> <p>■知識のとらえ ・対象や事象を捉える造形的な視点について理解することである。 ・単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではない。 ・表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、身に付けたら、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな経験を通して再構築されていくものである。</p> <p>■教科の目標(2)：「思考力、判断力、表現力等」 ・前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。 ・中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、豊かに発想し創造的な表現の構想を練ったり再度練り直したりする資質・能力を示している。 ・後半部分は、鑑賞に関する資質・能力を示している。 (次頁に続く)</p>

(3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

2 各学年の目標及び内容

1 目標

〔第1学年〕

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。
- (2) 自然の形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、機能性と美しさとの調和、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

〔第2学年及び第3学年〕

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解

■美術科において育成する「思考力、判断力、表現力等」

- ・表現の活動を通して育成する発想や構想に関する資質・能力と、鑑賞の活動を通して育成する鑑賞に関する資質・能力である。

■主題を生み出す

- ・生徒自らが感じ取ったことや考えたこと、目的や条件などを基に「自分は何を表したいのか、何をつくりたいのか、どういう思いで表現しようとしているのか」など、強く表したいことを、心の中に思い描くことである。
- ・独創的で個性豊かな発想や構想をする際に、基盤になるものである。

■教科の目標(3)

- ・「学びに向かう力、人間性等」について示している。
- ・教科の目標(1)及び(2)に関する資質・能力をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。
- ・主体的に美術の学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、美術の創造活動の喜び、形や色彩などによるコミュニケーションを通して生活や社会と主体的に関わること、美術文化の継承と創造に向かう態度、豊かな感性や情操など、情意や態度等に関するものが含まれる。

■教科の目標(1)、(2)、(3)の関連

- ・(1)、(2)、(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。
- ・必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する。

■学年の目標の構成

- ・学年の目標は、教科の目標の(1)、(2)、(3)に対応して整理している。
- (1)は「知識及び技能」。
- (2)は「思考力、判断力、表現力等」。
- (3)は「学びに向かう力、人間性等」。
- ・第2学年と第3学年では、学校や生徒の学びの実態に応じて、より創造的な活動を創意工夫できるように学年の目標をまとめて示している。

■各学年の目標の系統性

- ・第1学年では、内容に示す事項の定着を図ることを重視している。
- ・第2学年及び第3学年では、第1学年で身に付けた資質・能力を更に深めたり、柔軟に活用したりして、より豊かに高めるように構成している。

するとともに、意図に応じて自分の表現方法を追求し、創造的に表すことができるようにする。

- (2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、機能性と洗練された美しさとの調和、美術の働きなどについて独創的・総合的に考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

2 内容
〔第1学年〕

A表現

- (1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。
 - ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 対象や事象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出し、全体と部分との関係などを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
 - イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (イ) 構成や装飾の目的や条件などを基に、対象の特徴や用いる場面などから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた美しさなどを考え、表現の構想を練ること。
 - (イ) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容などから主題を生み出し、分かりやすさと美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。
 - (イ) 使う目的や条件などを基に、使用する者の気持ち、材料などから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。
- (2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。
 - ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 材料や用具の生かし方などを身に付け、意図に応じて工夫して表すこと。
 - (イ) 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見通しをもって表すこと。

■内容の構成の改善

- ・「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕から構成している。
- ・目標「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱の位置付けのように、内容についてもこれに対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう整理している。
- ・「知識」は〔共通事項〕。
- ・「技能」は、「A表現」(2)の指導事項。
- ・「思考力、判断力、表現力等」は「A表現」(1)及び「B鑑賞」(1)の指導事項。
- ・「学びに向かう力、人間性等」は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てる。

平成20年度告示	
「A表現」(1) 絵や彫刻など	発想や構想に関する事項
「A表現」(2) デザインや工芸など	発想や構想に関する事項
「A表現」(3)	技能に関する事項
「B鑑賞」(1)	ア 造形的なよさや美しさなどに関する鑑賞 イ 生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞 ウ 美術文化に関する鑑賞
〔共通事項〕(1)	ア 形や色などに関する事項 イ イメージに関する事項



平成29年告示	
「A表現」(1) 思考力、判断力、表現力等	ア 感じ取ったことや考えたことを基にした発想や構想 イ 目的や機能を考えた発想や構想
「A表現」(2) 技能	ア 発想や構想したことなどを基に表す技能
「B鑑賞」(1) 思考力、判断力、表現力等	ア 作品などを対象にした鑑賞 イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化などを対象にした鑑賞
〔共通事項〕(1) 知識	ア 形や色彩、材料、光などに関する事項の理解 イ イメージや作風などに関する事項の理解

B鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。

ア 美術作品などの見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

(イ) 目的や機能との調和のとれた美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

イ 生活の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにある自然物や人工物の形や色彩、材料などの造形的な美しさなどを感じ取り、生活を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

(イ) 身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 第1学年では、内容に示す各事項の定着を図ることを基本とし、一年間で全ての内容が学習できるように一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。

(2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、[共通事項]に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などについて説明し合うなどして対象の見方や感じ方を広げるなどの言語活動の充実を図ること。

[第2学年及び第3学年]

A表現

(1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。

ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■ A表現：指導内容の構成の改善

- ・従前は、A表現(1)及び(2)は発想や構想に関する資質・能力、(3)は技能に関する資質・能力を育成する項目としていた。
- ・今回の改訂では、発想や構想に関する項目を一つにまとめ、(1)を発想や構想に関する資質・能力を育成する項目、(2)を技能に関する資質・能力を育成する項目とする。
- ・表現の学習においては、原則として(1)と(2)を組み合わせることで題材を構成することとする。

■ B鑑賞：指導内容の構成の改善

- ・B鑑賞(1)の1項目で鑑賞に関する資質・能力を育成する指導内容を示し、項目内を「美術作品など」に関する事項と「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて整理している。
- ・「美術作品など」に関する事項では、特に発想や構想に関する学習と相互の関連が図れるように、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞と目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞に分けて整理している。
- ・「美術の働きや美術文化」に関する事項では、従前、「生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞」と「美術文化に関する鑑賞」は事項を分けて示していたが、今回の改訂では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、指導事項を一つにまとめた上で、その中を二つに分けて整理している。

■ [共通事項]：指導内容の構成の改善

- ・表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として、造形的な視点を豊かにするために必要な知識を位置付けて整理している。

■ A表現(1)ア 感じ取ったことや考えたことなど

- ・主題を生み出すときや発想や構想をするときの要因となるものを示している。
- ・受け身ではなく、意識を働かせて何かを得ようとする主体的な関わりを意図している。
- ・自分の感覚を大切にして対象や事象から価値などを創出することを意味している。

■ 絵や彫刻などに表現する活動

- ・自ら生み出した主題を形や色彩などで具体化するために、絵や彫刻をはじめ多様な表現に柔軟に取り組むことができることを意図している。

(7) 対象や事象を深く見詰め感じ取ったことや考えたこと、夢、想像や感情などの心の世界などを基に主題を生み出し、単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。

イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 構成や装飾の目的や条件などを基に、用いる場面や環境、社会との関わりなどから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた洗練された美しさなどを総合的に考え、表現の構想を練ること。

(イ) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容、社会との関わりなどから主題を生み出し、伝達の効果と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。

(ウ) 使う目的や条件などを基に、使用する者の立場、社会との関わり、機知やユーモアなどから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。

(2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。

ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 材料や用具の特性を生かし、意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと。

(イ) 材料や用具、表現方法の特性などから制作の順序などを総合的に考えながら、見通しをもって表すこと。

B鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。

ア 美術作品などの見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。

(イ) 目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。

■ A表現(1)イ 伝える、使うなどの目的や機能

- ・主題を生み出すときや発想や構想をするときの要因となるものを示している。
- ・目的や機能とは、生活を心豊かにするために飾る、気持ちや情報を美しく分かりやすく伝える、製品などを生活の中で楽しく使うなど、生活や社会における美術の働きとの関連性と深く関わる内容である。

■ デザインや工芸などに表現する活動

- ・飾る、伝える、使うなどの目的を実現するため、デザインや工芸をはじめ多様な表現に柔軟に取り組むことができることを意図している。

■ 目的や機能などを基にした発想や構想に関する指導事項の概要

- ・第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。

(7) 構成や装飾を考えた発想や構想

(イ) 伝達を考えた発想や構想

(ウ) 用途や機能を考えた発想や構想

【新設】 ■ A表現(1)イにおける主題の生成

- ・(7)においては、構成や装飾の目的や条件などを基に、用いる場面などから主題を生み出す。
- ・(イ)においては、伝える相手や内容などから主題を生み出す。
- ・(ウ)においては、使用する者の気持ちなどから主題を生み出す。

■ 技能に関する資質・能力を育成する

- ・自分の表現を具体化するために、材料や用具などを創意工夫したり、見通しをもって描いたりつくったりするなど創造的に表す技能を育成することを示している。

■ 技能に関する指導事項の概要

- ・第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。

(7) 創意工夫して表す技能

(イ) 見通しをもって表す技能

■ 鑑賞に関する資質・能力を育成する

- ・鑑賞の活動を通して、幅広い美術の表現のよさや美しさを感じ取ったり、美術文化の伝統的かつ創造的な側面について考えたりするなどして見方や感じ方を深め、多くのものを感受し学び取るための資質・能力を育成することを示している。
- ・知識を詰め込むものではなく思いを巡らせながら対象との関係を深め、自分の中の新しい意味や価値をつくりだす創造活動である。
- ・表現と鑑賞の活動は相互の関連を図りながら指導することが大切である。(次頁に続く)

イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から生活や社会を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

(イ) 日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気づき、美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 第2学年及び第3学年では、第1学年において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本とし、第2学年と第3学年の発達の特徴を考慮して内容の選択や一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。

(2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、[共通事項]に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして対象の見方や感じ方を深めるなどの言語活動の充実を図ること。

(3) 「B鑑賞」のイの(イ)の指導に当たっては、日本の美術の概括的な変遷などを捉えることを通して、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え方、願いなどを感じ取ることができるよう配慮すること。

II 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

■美術作品などを対象にした鑑賞に関する指導事項の概要

・第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。

(7) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞

(イ) 目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞

・「A表現」との相互の関連を重視し、特に発想や構想と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにしている。

■生活や社会の中の美術の働きや美術文化などを対象にした鑑賞に関する指導事項の概要

・第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。

(7) 生活や社会を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞

(イ) 美術文化に関する鑑賞

・特に第2・3学年は、自我意識が強まり、生き方についての自覚が深まり、価値観が形成されていく時期である。ここで見方や感じ方を深め、美術を生活や社会、歴史などの関連で見つめ、自分の生き方との関わりから美術を通じた国際理解や美術文化の継承と発展について考え、鑑賞を深められるようにすることが大切である。

■「A表現」及び「B鑑賞」の系統的な指導【第1学年】

・基礎となる資質・能力の定着を重視し、表現及び鑑賞に関する資質・能力を幅広く身に付ける。

・「A表現」(1)においては、ア及びイのそれぞれにおいて描く活動とつくる活動をいずれも扱い、特定の表現活動のみに偏ることなく全ての指導事項の定着を図る。

・「B鑑賞」においては、アの「美術作品など」に関する学習と、イの「美術の働きや美術文化」に関する学習の全ての指導事項の定着を図る。

【第2学年及び第3学年】

・第1学年で身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、より豊かに高められるようにする。

・2学年間で全ての指導事項を指導する。

・一題材に時間をかけた指導も可能である。

【新設】 ■主体的・対話的で深い学びの実現

・美術科の指導に当たっては、以下3点が偏りなく実現されるよう授業改善を行う。

①「知識及び技能」の習得

②「思考力、判断力、表現力等」の育成

③「学びに向かう力、人間性等」の涵養

(次頁に続く)

- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。
- (3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
- (5) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- (6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように、以下の内容について配慮すること。
- ア 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
- (ア) 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。
- (イ) 材料の性質や質感を捉えること。
- (ウ) 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。
- (エ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。
- (オ) 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。
- イ 〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
- (ア) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。
- (イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの

- ・主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
- ・例えば、題材の内容や時間のまとまりの中で次のような場面をどのように組み立てるかといった視点から授業改善を進めることが求められる。
 - 主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面
 - 対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面
 - 学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面

■言語活動の充実を図る際の留意点

- ・「何のために言語活動を行うのか」ということを教師が明確にすることが大切である。
- ・例えば、生徒の状態を把握せずに言語活動を特に必要としていない場面で形式的に行ったり、〔共通事項〕に示す事項の視点が十分でないままの単なる話し合い活動に終始したりすることのないように留意する。
- ・他者との意見交流活動では、新たな考え方や価値への気付きにつながるように、生徒一人一人が自己と対話してじっくりと考えを深められるような学習活動の設定も必要である。

【新設】 ■障がいのある生徒などへの配慮

- ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指す。
- ・生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させる。

■〔共通事項〕：指導上の留意点

- ・アは「木を見る」、イは「森を見る」といった視点で造形を豊かに捉えられるにするために必要な内容を示している。
- ・形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果の理解や、造形的な特徴などから全体のイメージや作風などで捉えることについて、実感を伴いながら理解できるようにする。
- ・単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するのではない。
- ・〔共通事項〕に示されている内容を、表現及び鑑賞の活動を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し、多様な視点から豊かに美術や美術文化を捉えるなどして実感を伴いながら理解を深め、生きて働く知識として身に付けることや、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくことが重要である。

文化的な視点で捉えること。

(2) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。

(3) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や資質・能力、発達の特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。

ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。

イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。

エ 表現の材料や題材などについては地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。

(4) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

(5) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。

(6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。

(7) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

4 学校における鑑賞のための環境づくりをするに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

(2) 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。

■表現形式や技法などの指導

- ・教師の価値観による一方的な指導や、特定の表現形式や表現手段、技法、材料の画一的な教え込みにならないように留意する。
- ・鑑賞の活動との関連を図ることで様々な創造的な工夫に出合う機会をつくることも大切である。
- ・生徒一人一人が強く表したいことを、心の中に思い描くことができるようにし、自分の表現意図をしっかりともちながら、形や色彩、材料などで実現できるように指導する。
- ・全員が画一的な表現になることなく、様々な表現形式や技法、材料に触れさせる中で、生徒が自ら表現形式を選択し創意工夫する態度を培うようにすることが大切である。

■映像メディアの積極的な活用

- ・これらを活用することは表現の幅を広げ、様々な表現の可能性を引き出すために重要である。
- ・デジタルカメラでは、数多くの写真を撮影できるが、写真で表現することを通して、何を学ばせるのかを明確にして活用を図ることが大切である。
- ・例えば、構図の取り方では、デジタルカメラで撮影枚数を制限したり三脚などを使ったりして、しっかりと主題に基づいた構図を考えさせたりすることなどが考えられる。

■美術館等の活用

- ・美術館等の活用とは、美術館や関係機関等において行われている研修会との連携や、美術館等と教育委員会、教師が共同で鑑賞プログラムや鑑賞教材を開発することなどが考えられる。
- ・生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。

■鑑賞のための環境づくり

- ・鑑賞が授業だけではなく、平素の学校生活の中で親しめるようにすることが大切である。
- ・地域で表現する場をつくることなどにより、学校と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要である。
- ・美術科は、作品を介して教室内の人間関係だけにとどまらず、教職員や保護者、地域の人々などと連携ができる教科であり、身近なところから社会に関わる活動を進めていくことは、生徒の学びを深めていく上で効果的である。